

○木下委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議に菅原委員から欠席する旨の届け出があります。

この後の議事にかかわりますので、無所属議員を委員外議員として出席を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○木下委員長 それでは暫時休憩いたします。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時02分

○木下委員長 再開いたします。

1の令和2年第2回臨時会の運営について、(1)市長提出議案について、議案第1号ないし議案第5号について、アの質疑、討論の有無及び賛否を確認してまいりたいと思います。

○品田委員(民主連合) 議案第1号に質疑があります。全議案賛成です。

○松田たくや委員(自民会議) 議案第1号に質疑があります。全議案賛成です。

○中野委員(公明) 議案第1号に質疑の用意があります。全議案賛成します。

○石川委員(共産) 議案第1号、議案第2号、議案第4号について一括して質疑をお願いします。全議案賛成です。

○金谷委員(無党派G) 質疑、討論なく全議案賛成です。

○佐藤委員外議員(無所属) 質疑、討論ありません。全議案賛成です。

○横山委員外議員(無所属) 質疑、討論なく全賛成します。

○木下委員長 民主連合、自民会議、公明、共産に討論の有無をお伺いします。

○品田委員(民主連合) 討論ありません。

○松田たくや委員(自民会議) ありません。

○中野委員(公明) 討論ありません。

○石川委員(共産) 討論ありません。

○木下委員長 次に質疑者の確認をさせていただきます。

○品田委員(民主連合) 江川議員をお願いします。

○松田たくや委員(自民会議) 上村議員です。

○中野委員(公明) 中村議員をお願いします。

○石川委員(共産) まじま議員です。

○木下委員長 質疑順は、民主連合の江川議員、自民会議の上村議員、公明の中村議員、共産のまじま議員の順番となりますので御承知おきください。

先ほど共産のほうから、議案第1号、第2号、第4号を一括して質疑をしたいということでありましたので、この3議案について一括して議題とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○木下委員長 なお、3月25日の議会運営委員会で、本会議直接審議における質疑時間を25分以内ということに変更しておりますので、各会派におきましては、このことを確認していただくようお願いを申し上げます。

次に、(2)の議会提出議案について、議案第6号について、各会派に質疑、討論の有無及び賛否を確認してまいります。

○品田委員（民主連合） 質疑、討論なく賛成です。

○松田たくや委員（自民会議） 質疑、討論なく賛成です。

○中野委員（公明） 質疑、討論なく賛成です。

○石川委員（共産） 質疑、討論はありません。賛成します。

○金谷委員（無党派G） 質疑、討論なく賛成です。

○佐藤委員外議員（無所属） 質疑、討論なく賛成です。

○横山委員外議員（無所属） 質疑、討論なく賛成します。

○木下委員長 それでは、全会派及び無所属とも質疑、討論なく賛成ということでありましたので、当該議案につきましては、提案説明及び質疑、討論は省略し、簡易採決となりますので御承知おきいただきたいと思っております。議案につきましては、本委員会終了後、各控室に配付をさせていただきます。

次に、(3)の本会議の日程について、事務局から説明をさせます。

○梶山議会事務局議事調査課主幹 あすの本会議の運びについて御説明いたします。

開会し、会議録署名議員の指名、諸般の報告の後、議事に入ります。まず、会期の決定についてを議題とし、本臨時会の会期を5月1日、1日と決定することになります。次に、議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算について、議案第2号、令和2年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について、議案第4号、旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての以上3件を一括議題とし、理事者から順次、提案説明があった後、民主・市民連合の江川議員、自民党・市民会議の上村議員、公明党の中村議員、日本共産党のまじま議員の順で質疑があり、討論なく採決に入り、簡易採決となります。次に、議案第3号、旭川市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とし、理事者から提案説明があった後、質疑、討論なく簡易採決となります。次に、議案第5号、旭川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、理事者から提案説明があった後、質疑、討論なく簡易採決となります。次に、議案第6号、旭川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案説明、質疑、討論を省略し、簡易採決となります。以上で閉会となります。本会議の所要時間につきましては、発言部分を除き、およそ15分程度と思われま。

○木下委員長 ただいま事務局から説明があったとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○木下委員長 それでは、次にいきます。

2のその他、(1)夏季における服装についてということですが、夏季における服装につきましては、地球環境への配慮と省エネルギー化を図ること、及び審議・審査等の能率の向上を図ることを目的に、6月から9月までを軽装期間として実施するということが、平成18年8月21日の議会運営委員会で決定をされております。しかしながら、市において、近年5月中に真夏日が

あることやエアコン設備のない庁舎もあることから、今年度からこのクールビズの取り組み期間を5月1日からということで変更したということであります。これにあわせて、本市議会も、市の取り組みの期間と同様に5月1日からのクールビズ取り組み期間ということにさせていただきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○木下委員長 それでは、そのように取り扱いをさせていただきたいと思えます。

以上をもちまして、議会運営委員会を散会といたします。

---

散会 午後2時10分